

証 拠 説 明 書

平成20年 3月 6日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高橋 利明

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	鑑定意見書 :ハッ場ダム湛水域斜面の地すべり危険度と地すべり対策の評価	写	H20.2.7	奥西一夫
	立 証 趣 旨			
甲 D第14号証	<p>本件ダム計画においては、湛水地すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水地すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くこと</p> <p>1) ダム湛水域において地すべりが発生することは湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全上絶対にあってはならないこと</p> <p>2) 林地区と上湯原地区の地すべり地形は、古期大規模地すべりと断定されることから、ダム湛水によって地すべりが再滑動する可能性があるのに、本件ダム計画における地すべり危険斜面の認識においては、前記再滑動の可能性が考慮されていないこと</p> <p>3) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、上湯原地区の地すべりブロックに建設中の宅地造成地で、地すべりが起こったことを疑うべき継続的変位がみられるのに、同ブロックは「湛水による地すべりの可能性が考え難い場所」として地すべり対策の対象からはずされていること</p> <p>4) 国土交通省指定の地すべり危険斜面のうち、林地区の地形・地質構造からは、同地区の地すべりブロックが相当大規模なものであると評価できるのに、国土交通省は地すべりブロック全体が動いた場合を想定せずに、小さい地すべりブロックだけを想定して対策工事を予定していることから、本件ダム計画においては、試験湛水中に大規模地すべりを起こした大滝ダムでの失敗が繰り返される可能性が高いこと</p> <p>5) 「湛水による地すべりの可能性がある箇所」を22箇所、「地すべり対策が必要な箇所」を3箇所とする国土交通省の判断に合理的根拠がないこと</p> <p>6) 地すべり対策が必要とされている二社平の地すべりブロックについて、同地区の地形・地質構造からは、国土交通省が対策の前提としているより広い地すべり面が想定されるべきであって、国土交通省の予定している地すべり対策では地すべりに対する安全が確保されえないこと</p> <p>7) 横壁・西久保地区では、地すべり地として認定しなかった斜面で100メートル以上にわたり地すべりが起こった横壁・小倉地区と同様の地形・地質条件を有することから、同地区について詳細な調査をすべきであるのに、国土交通省が同地区を地すべり対策が必要な箇所に分類せず、詳細な調査を行っていないこと</p> <p>8) 横壁・白岩沢右岸地区についての国土交通省の地すべり危険度評価は、危険度評価の対象斜面を誤りかつ危険度評価の基準とすべき地層を誤った見当違いのものであること</p> <p>9) 本件ダム計画の地すべり対策において採用されている計画安全率が、斜面安定の見地から不相当に低く、かつ、本件ダム計画において、地すべり対策の要否を判断する際採用されている定数を基準とすると、地すべり対策が必要ないと判定される斜面において湛水時の安全率が1を下回る場合があること</p>			